

■ 新発田市からのお知らせ ■

消費喚起を目的としたキャンペーン等を実施する組合又は団体を応援します

～消費喚起キャンペーン実施補助金の申請手続きについて～

新発田市では、物価高騰などにより、営業利益の減少や需要の低迷に苦しむ市内事業者2事業者以上で構成する組合・団体が行う消費喚起キャンペーン等に対し、補助金を交付します。
交付申請を令和7年2月15日から開始します。
具体的な申請方法は下記をご確認ください。

制度概要

補助対象者	消費喚起や需要拡大に資するキャンペーンを行う組合・団体等 ※組合(団体)の任意、法人は問いません。 ※1組合(団体)あたり2事業者以上の構成とする。
補助対象事業	各組合(団体)が行う消費喚起を目的としたキャンペーン。 ※政治的又は宗教的活動を目的とした事業は対象外。 ※市の共催事業でないこと。
補助金額	1組合(団体)につき <u>上限100万円</u> 。 ※構成する1事業者の上限: 中小企業者 10万円 : 小規模企業者 20万円
補助対象経費	割引クーポンの割引分補填やスタンプラリーの景品購入等。 その他、チラシの印刷(印刷製本費)、広告掲載(広告宣伝費)、キャンペーンのための特設会場の設置(使用料及び賃貸料)等、キャンペーンに係る幅広い費用が対象となります。 ※ただし、人件費や実施事業者側の飲食費等は認められません。
必要書類	➢ 補助金交付申請書(市ホームページからダウンロードできます。) ➢ 事業計画書 ➢ 組合(団体)構成員名簿 等
申請手続	必要書類一式を直接提出 ➢ 窓口: 新発田市役所6階 商工振興課(〒957-8686 新発田市中心部3-3-3) 開設時間: 平日8時30分～17時15分
申請期間	令和7年2月15日(土)～令和7年8月31日(日)
その他	実施する際は、「新発田市消費喚起キャンペーン」によるものであることをチラシや広告等に明記して実施すること。

■ 問い合わせ先

新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係 ☎0254-28-9650

QRコード

